国土交通省の政策評価 (令和3年度予算概算要求等関係)

令和2年9月

国土交通省

令和3年度予算概算要求等に係る評価について

	個	和3 別研 4つ	究	開発	能課	概算	算頭評	医酒価	求等 、	等(租	こ「 税	句(特	ナ ⁻ 別	て、 措	.新 置	規 等	施に	策 係	をる	·対 政	象策	と 評	し 価	た 及	政び	策個	ア 別	セ 公	ス <i>ゝ</i> 共事	メン事業	ノト E評・	価
		政策 令和 につ	13	年月	变予	算	概			求	:1=	.係	る	新	拐	施	策	[[:	:つ	いしい	て		必	要	性		効	率	性、	有	· 効	性
			事	前評	平価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	- ;	3 إ	‡				
2		個別 令和								要	求	等	に	反	映	す	る	ے	ح	を	目	的	ع	し	て	評	価	を	実施	<u>.</u>		
			事	前評	平価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	- !	9 化	#				
3		租税 令和												つ	て	•	租	税	特	別	措	置	等	に	つ (い	て	評估	西を	実	施。	,
				前評 後評			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9 化 9 化	4 4				
4		個別 令和 個別	3	年月	度親	f規	採	· 訳 置	事 を	業 公	及 表	ぴす	実る	.施 事	i中 業	のに	事 つ	業い	のて	う 評 [·]	ち 価	を	政 実	府 施.	·予 。	算	案	の	閣請	養決	定	時
			新 再	規事 評価	¥ Б•	採	択	诗	評 •	価・	•	:	:	•	•	•	•	•	•	:	:	:	:	•	:	- , 1	4 化 0 化	‡ ‡				

1 政策アセスメント

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、新規に導入しようとする施策等のうち、社会的影響の大きいもの等を対象として評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選する。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(平成31年3月策定、令和2年6月一部変更)に基づき、令和3年度予算概算要求にあたって、予算概算要求に係る表1の3件の施策について評価を実施した。これらの評価結果については、施策の概要や目的とともに評価書としてまとめ、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu hyouka fr 000004.html

表 1

1	住宅市場を活用した空き家対策モデル事業(仮称)
2	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業
3	新しい旅行スタイル促進事業

2 個別研究開発課題評価

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、研究開発に係る重点的・効率的な予算等の資源配分に反映する ために行うものである。

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定)を踏まえ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

また評価にあたってはその公正さを高めるため、個々の課題ごとに、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家による外部評価を活用することとしている。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(平成31年3月策定、令和2年6月一部変更)に基づき、令和3年度予算概算要求にあたって、表2のとおり事前評価9件を実施した。 これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html

1	建設事業各段階のDXによる抜本的な労働生産性向上に関する技術開発
2	下水道を核とした資源循環システムの広域化・共同化に関する研究
3	氾濫シナリオ別ハザード情報図に基づく減災対策検討手法の研究
4	土砂・洪水氾濫発生時の土砂到達範囲・堆積深を高精度に予測するための計算モデルの開発
5	既存建造物における屋根ふき材の耐風診断・補強技術評価に関する研究
6	浴槽レス浴室のバリアフリー基準に関する研究
7	都市関連データのオープン化と利活用の推進に関する研究
8	国際海上コンテナ背後輸送の効率化方策に関する研究
9	SGDASの推計精度向上に関する研究

3 租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、 新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特 別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3~5年を目安に事後評価 を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等(政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等)、有効性等(適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況)、相当性等(租税特別措置等によるべき妥当性等)の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(平成31年3月策定、令和2年6月一部変更)及び令和2年度国土交通省事後評価実施計画(令和2年3月31日変更)に基づき、令和3年度税制改正要望にあたって、表3のとおり9件(国土交通省主管分)の事前評価を実施するとともに、9件の事後評価を実施した。

これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu hyouka tk 000001.html

政策評価を実施する租税特別措置等

〇事前評価(国土交通省主管分)

1	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
3	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
4	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
5	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
6	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
7	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度 の延長
8	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
9	船舶に係る特別償却制度の延長

〇事後評価

1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除
2	特定目的会社に係る課税の特例
3	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例
4	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合)
5	収用換地等の場合の所得の特別控除
6	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例
7	転廃業助成金等に係る課税の特例(本州四国連絡橋に係るもの)
8	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金
9	短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外

4 個別公共事業評価

1. 個別公共事業評価の概要について

個別公共事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために行うものである。

国土交通省においては、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価及び完了後の事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。

評価にあたっては、事業評価の実施要領等に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴取した。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(平成31年3月策定、令和2年6月一部変更)及び令和2年度国土交通省事後評価実施計画(令和2年3月31日変更)に基づき、令和3年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について、別添のとおり新規事業採択時評価4件、再評価10件を実施した。これらの評価結果及び個々の事業評価の詳細な内容については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

評価書

(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html) 事業評価カルテ及び関連資料

(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm) 事業評価関連リンク

(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09 public 07.html)

■令和3年度予算概算要求に係る新規事業採択時評価について(直轄事業等)

- ・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。
- ・各事業で定められた事業評価手法で指標の算出を行った事業について、その値を記載している。

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

都道府県 (実施箇 所)	事業名	全体事業 費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
北海道	札幌第4地方合同庁舎	72	128	100	121	
京都府	国立京都国際会館 展示施設	52	104	100	133	

(注) 営繕事業の特性を踏まえ、より適切に評価する観点から、平成20年度新規採択時評価より評価手法の見直しを行っている。

事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う 必要性を評価する指標

事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案との経済比較等から新規事業として 行うことの合理性を評価する指標

事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標 (採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

【船舶建造事業】

都道府県 (実施箇 所)	事業名	全体事業 費 (億円)	評価
-	小型巡視船(PS型)2隻建造 海上保安庁	57	整備しようとする小型巡視船(PS型)は、追跡捕捉能力、 夜間監視採証能力等が強化されており、我が国周辺海域 における海洋権益の保全等の事案対応体制の強化を図 ることができる。

⁽注) 海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれ について業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

【海上保安官署施設整備事業】

都道府県 (実施箇 所)	事業名	全体事業 費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
広島県	海上保安大学校の施設整備 (教育訓練施設(学生寮)の整 備) 海上保安庁	8.7	100	100	133	

(注) 事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う 必要性を評価する指標

事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との 経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標

事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標 (採択要件:事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上)

■令和3年度予算概算要求に係る再評価について(直轄事業等)

- ・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。
- ・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

【公共事業関係費】

【ダム事業】

(直轄事業等)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費(億円)	B/C	対応方針	備考
北海道	雨竜川ダム再生事業	198	2.1	継続	
茨城県	霞ヶ浦導水事業	_	_	評価手続中	事業計画の変更にあわせて、国土 交通省としての対応方針を決定する こととしており、現時点では、「評価 手続中」としている。
富山県	利賀ダム建設事業	1,640	1.2	継続	
静岡県	天竜川ダム再編事業	790	3.0	継続	
長野県	三峰川総合開発事業	543	0.8	継続	残事業B/C=1.2(注1)
愛知県	矢作ダム再生事業	390	2.2	継続	
京都府	天ケ瀬ダム再開発事業	660	1.02	継続	
愛媛県	山鳥坂ダム建設事業	850	1.3	継続	
熊本県	立野ダム建設事業	1,160	1.9	継続	

(注1)天竜川上流域の洪水氾濫防御及び美和ダムの機能の保全・洪水調節の必要性、重要性や流域委員会・関係地方公共団体からの事業継続が妥当との意見も踏まえ、事業内容の見直しを図るとともに、事業継続を決定。

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業 費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	対応方針	備考
愛知県	名古屋第4地方合同庁舎	122	131	100	121	継続	

(注) 営繕事業の特性を踏まえ、より適切に評価する観点から、平成20年度より評価手法の見直しを 行っている。

事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に 行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案との経済比較等から新規事業 として行うことの合理性を評価する指標

事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標 (採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上 を全て満たす)